# 第141回
# 定時株主総会
# 招集ご通知

**日時**

2021年６月25日（金曜日）午前10時

**場所**

京都市下京区中堂寺粟田町93
京都リサーチパーク
西地区４号館２階　ルーム１

――未来を預かる、未来を運ぶ――
株式会社 中央倉庫

（証券コード　9319）

**目次**


第141回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 4
添付書類　事業報告…… 36
　　連結計算書類…… 61
　　計算書類…… 63
　　監査報告書…… 65
株主総会会場ご案内図……裏表紙


**議案**

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

（証券コード　9319）
2021年６月４日

株　主　各　位

京都市下京区朱雀内畑町41番地
**株式会社　中　央　倉　庫**
代表取締役社長執行役員　木　村　正　和

# 第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、総会前日である2021年６月24日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。

記

１．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時
２．場　　所　京都市下京区中堂寺粟田町93
　　京都リサーチパーク　西地区４号館２階　ルーム１
　　※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います。
３．目的事項

**報告事項**

⑴　第141期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
⑵　第141期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　剰余金処分の件
**第２号議案**　取締役６名選任の件
**第３号議案**　監査役３名選任の件
**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件
**第５号議案**　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

## ４．その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表」ならびに「計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chuosoko.co.jp/）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役会がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chuosoko.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

# 当社第141回定時株主総会における
# ご来場に関するご検討と新型コロナウイルスの感染防止への対応について

当社株主総会へのご来場に関するご検討と株主総会当日の新型コロナウイルスの感染防止対応につき、下記のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様におかれましては、何卒ご理解ご協力のほどお願い申しあげます。

＜事前の議決権行使のお願い＞

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主の皆様の健康に配慮し、本株主総会につきましては議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。

＜株主総会当日の当社の対応と株主の皆様へのお願い＞

・役員および運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
・ご来場の株主様は、マスクのご着用、会場受付前に設置したアルコール消毒液での手指の消毒にご協力をお願いいたします。
・発熱、咳等の症状のある方、その他新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
・本株主総会におきましては、感染防止のため会場に入場できる株主様の人数を制限させていただく可能性があります。また、開催時間を短縮する観点から議場における報告事項を一部省略させていただきます。
・本株主総会後の株主懇談会は中止させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、やむなく会場または開始時刻が変更になる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.chuosoko.co.jp/）に掲載し、お知らせいたします。

# 株主総会参考書類

**議案および参考事項**

**第１号議案**　剰余金処分の件

配当政策の基本方針として、当社は事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。この方針のもと、配当につきましては純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）１％程度（単体ベース）を下限の目処とし、加えて当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施することとしております。当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、連結財務状況や通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、当社普通株式１株につき12円50銭といたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金12円50銭　　総額237,155,925円
　　なお、中間配当金として10円00銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は１株につき22円50銭となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月28日

**第２号議案**　取締役６名選任の件

取締役　湯浅康平、木村正和、中村秀麿、谷奥秀実、綱島勉、西山忠彦の６名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

・取締役候補者の選任にあたっての方針と手続

取締役候補者の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等を踏まえ、事業・業務に係る豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、また社会・経済動向等に関する高い見識を有する者であるとともに、誠実性、倫理性、透明性、公正性等の資質を有していること、さらに判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。なお、社外役員候補者の選任については、上記に加えて実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者であることを選任基準としております。

取締役候補者の選任は、代表取締役が選任案をコーポレートガバナンス委員会に提議し審議され、その結果を尊重して代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議され決定されます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 湯浅康平<br>(1943年4月29日生)<br>【再任】 | 1967年3月　当社入社<br>1994年6月　当社取締役<br>2002年6月　当社常務取締役<br>2004年6月　当社代表取締役社長<br>2017年6月　当社代表取締役会長（現在）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>中倉陸運株式会社　代表取締役会長<br>中央倉庫ワークス株式会社　代表取締役会長 | 所有する当社の株式の数<br>62,000株<br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br>在任年数<br>27年 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>取締役会長として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と知見に基づき、引き続き取締役会長として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ならびに倉庫業界の今後の更なる発展にも活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 2 | 木村正和<br>(1957年2月3日生)<br>【再任】 | 1980年4月　株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入社<br>2006年9月　同社信濃橋支社長<br>2010年5月　当社入社<br>2010年6月　当社取締役<br>2011年6月　当社営業統括本部副本部長<br>2013年6月　当社常務取締役営業統括本部長<br>2017年6月　当社代表取締役社長<br>2020年6月　当社代表取締役社長執行役員（現在） | 所有する当社の株式の数<br>19,200株<br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br>在任年数<br>11年 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>取締役社長執行役員として経営の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役社長執行役員として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に活かしていただくことを期待し取締役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 3 | 谷奥秀実（たにおくひでみ）<br>(1961年3月24日生)<br>【再任】 | 1983年４月　当社入社<br>2014年４月　当社営業統括本部営業企画部長<br>2014年11月　当社経営企画室長<br>2015年４月　当社国際貨物第２部長<br>2015年６月　当社取締役<br>2016年４月　当社営業統括本部副本部長兼京都支店長<br>2017年４月　当社営業統括本部副本部長<br>2017年６月　当社常務取締役営業統括本部長<br>2020年６月　当社取締役常務執行役員営業統括本部長<br>2021年４月　当社取締役常務執行役員（現在）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>中央倉庫ワークス株式会社　代表取締役社長 | 所有する当社の株式の数<br>9,400株<br>取締役会への出席状況<br>13/14回<br>在任年数<br>6年 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>取締役常務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、営業統括部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き企画管理本部長として中期経営計画の推進や管理部門の強化および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 4 | 田口忠夫（たぐちただお）<br>(1958年2月7日生)<br>【新任】 | 1980年４月　当社入社<br>2007年７月　当社東京支店長<br>2013年２月　当社滋賀支店長<br>2017年４月　当社営業統括本部営業部長<br>2017年６月　当社取締役<br>2020年６月　当社上席執行役員営業統括本部営業部長<br>2021年４月　当社常務執行役員営業統括本部長（現在） | 所有する当社の株式の数<br>10,000株<br>取締役会への出席状況<br>-/-回<br>在任年数<br>3年 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>これまでの営業基盤強化の経験と実績、および常務執行役員として営業統括部門における豊富な経験と実績に基づき、営業統括本部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 5 | 西山忠彦（にしやまただひこ）<br>（1955年3月24日生）<br>【再任】<br>【社外】<br>【独立】 | 1978年4月　株式会社京都銀行入社<br>1999年4月　同社西七条支店長<br>2002年2月　同社向日町支店長<br>2005年2月　同社城陽支店長<br>2008年6月　同社審査部長<br>2011年6月　同社執行役員審査部長<br>2013年6月　同社監査役<br>2015年6月　同社常任監査役<br>2017年6月　京都クレジットサービス株式会社代表取締役社長<br>2017年6月　当社社外取締役（現在）<br>2019年6月　株式会社京都総合経済研究所代表取締役社長（現在）<br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社京都総合経済研究所　代表取締役社長 | 所有する当社の株式の数<br>1,800株<br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br>在任年数<br>4年 |
| | 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】<br>経歴を通じて培った経営の専門家および監査・監督の経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただくことを期待し社外取締役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 6 | 安達義二郎（あだちよしじろう）<br>（1958年2月25日生）<br>【新任】<br>【社外】<br>【独立】 | 1981年4月　安田信託銀行（現みずほ信託銀行）株式会社入社<br>2002年4月　みずほアセット信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店専任部長<br>2003年3月　みずほ信託銀行株式会社大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店上席部長代理<br>2004年4月　同社大阪支店副支店長兼大阪支店法人営業部長<br>2005年7月　同社事務統括副部長<br>2006年6月　同社事務統括部長<br>2008年4月　同社執行役員業務統括部長<br>2009年4月　同社執行役員法人業務部長<br>2010年4月　同社常務執行役員<br>2012年4月　みずほ信不動産販売株式会社（現みずほ不動産販売株式会社）取締役副社長<br>2014年4月　平成ビルディング株式会社取締役社長 | 所有する当社の株式の数<br>0株<br>取締役会への出席状況<br>-/-回<br>在任年数<br>0年 |
| | 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】<br>経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただくことを期待し社外取締役候補者としております。 | | |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．候補者田口忠夫氏および安達義二郎氏は新任の候補者であります。
３．西山忠彦氏および安達義二郎氏は社外取締役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
４．西山忠彦氏は、2021年６月30日付けで株式会社京都総合経済研究所の代表取締役社長を退任し、同社相談役に就任予定であります。
５．社外取締役との責任限定契約について
・当社は西山忠彦氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
・安達義二郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
６．当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考
・独立社外役員の独立性判断基準
当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当しないこととする。
①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
②当社の主要な取引先またはその業務執行者
③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
④当社の大株主またはその業務執行者
⑤最近３年間において①から④のいずれかに該当していた者
⑥次のａからｃまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
ａ．①から⑤までに掲げる者
ｂ．当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
ｃ．最近３年間において、ｂまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（注）１．「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の２％以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
２．「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の２％以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の２％以上となる者をいう。
３．「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去３年間の平均で年間10百万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
４．「大株主」とは、総議決権の10％以上を保有する株主をいう。

**第３号議案**　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役　岡　一之氏および藤本眞人氏の両氏が任期満了となり、また吉本喜博氏が辞任されますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 中村秀麿（なかむらひでまろ）<br>(1958年12月25日生)<br>【新任】 | 1981年４月　当社入社<br>2007年７月　当社梅小路支店長<br>2008年４月　当社名古屋支店長<br>2011年６月　当社経営企画室長<br>2012年４月　当社人事総務部長<br>2014年11月　当社管理部長<br>2015年６月　当社取締役<br>2016年４月　当社経営企画室長<br>2017年６月　当社常務取締役企画管理本部長<br>2020年６月　当社取締役常務執行役員企画管理本部長（現在） | 所有する当社の株式の数<br>10,900株<br>取締役会への出席状況<br>14/14回<br>監査役会への出席状況<br>-/-回<br>在任年数<br>0年 |
| | 【監査役候補者とした理由】<br>当社での取締役常務執行役員企画管理本部長としての経験と実績および見識を有しておられることから、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 2 | 岡 一之（おか かずゆき）<br>（1947年7月1日生）<br>【再任】 | 1979年11月　当社入社<br>2007年５月　当社内部監査室長<br>2012年７月　当社退社<br>2012年８月　フクワ商事株式会社入社<br>2013年５月　同社代表取締役社長<br>2017年６月　当社監査役（現在） | 所有する当社の株式の数<br>2,200 株<br>取締役会への出席状況<br>14 /14 回<br>監査役会への出席状況<br>13 /13 回<br>在任年数<br>4 年 |
| | 【監査役候補者とした理由】<br>当社での監査役としての経験と実績および見識を有しておられることから、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者としております。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | |
|---|---|---|---|
| 3 | 藤本 眞人（ふじもと まさと）<br>（1953年6月24日生）<br>【再任】<br>【社外】<br>【独立】 | 1978年11月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>1998年６月　同監査法人パートナー<br>2011年11月　藤本眞人公認会計士事務所開業登録（現在）<br>2012年６月　日本システム開発株式会社社外監査役<br>2013年６月　当社社外監査役（現在）<br>2014年６月　株式会社キーエンス社外取締役 | 所有する当社の株式の数<br>0 株<br>取締役会への出席状況<br>14 /14 回<br>監査役会への出席状況<br>12 /13 回<br>在任年数<br>8 年 |
| | 【社外監査役候補者とした理由】<br>公認会計士の資格を有し監査法人での経験も長く、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。 | | |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．中村秀麿氏は新任の監査役候補者であります。
３．藤本眞人氏は社外監査役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
４．藤本眞人氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって８年となります。
５．社外監査役との責任限定契約について
当社は藤本眞人氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
６．当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞

第２号議案及び第３号議案が原案どおり可決されますと、役員構成は次のとおりとなります。当社の経営戦略に照らし、取締役・監査役が備える専門性・経験は次のとおりであります。

| | 属性 | 企業経営・<br>サスティナビリティ | 経営戦略・<br>事業戦略・<br>デジタル戦略 | 営業戦略・<br>業界知見・<br>海外ビジネス | 財務会計・<br>人事 | ガバナンス・<br>コンプライアンス・<br>リスクマネジメント |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 湯浅　康平 | | ○ | ○ | | | ○ |
| 木村　正和 | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 谷奥　秀実 | | | ○ | ○ | ○ | |
| 田口　忠夫 | | | ○ | ○ | | |
| 西山　忠彦 | 【社外】<br>【独立】 | ○ | | | ○ | ○ |
| 安達　義二郎 | 【社外】<br>【独立】 | ○ | | | ○ | ○ |
| （以下4名は監査役であります） | | | | | | |
| 中村　秀麿 | | | | | ○ | ○ |
| 岡　一之 | | | | | | ○ |
| 藤本　眞人 | 【社外】<br>【独立】 | | | | ○ | ○ |
| 吉松　裕子 | 【社外】<br>【独立】 | | | | | ○ |

（注）【社外】は社外役員、【独立】は東京証券取引所届出独立役員であります。

**第４号議案**　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| 髙橋幹夫（たかはしみきお）<br>（1956年8月7日生） | 1979年４月　安田倉庫株式会社入社<br>2004年４月　同社総務部長<br>2006年６月　同社取締役<br>2009年６月　同社常務取締役<br>2018年６月　株式会社安田エステートサービス取締役社長（現在）<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社安田エステートサービス　取締役社長 | ０株 |
| 【補欠社外監査役候補者とした理由】<br>株式会社安田エステートサービス取締役社長等を歴任され、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者としております。 | | |

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．髙橋幹夫氏は、補欠の社外監査役候補者であり、また東京証券取引所が定める独立役員としての要件を備えております。同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

３．髙橋幹夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

４．当社は会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。髙橋幹夫氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第５号議案**　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年５月23日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）を決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、2018年６月28日開催の第138回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しました。現プランの有効期間は、2021年３月期に関する定時株主総会の終結の時までであり、2021年６月25日開催予定の第141回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了となります。

当社は、その後の社会・経済情勢の変化や買収防衛策をめぐる動向等を勘案しつつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する観点から、現プラン継続の是非を含め、その在り方について検討を行ってまいりました。その結果として、2021年５月13日開催の取締役会において、社外取締役２名を含む出席取締役の全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、その有効期間を本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしたうえで、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）として継続することを決議しましたので、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。当社が本プランを継続する理由は、以下の【本プランを継続する理由】に記載のとおりです。

本プランの継続にあたり、現プランから基本的なスキームの変更はございません。

また、社外監査役２名を含む当社監査役４名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランの継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社は本日現在、当社株式の大量取得行為に係る提案等を受けている事実は一切ありません。また、2021年３月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙１「大株主の状況」のとおりです。

**【本プランを継続する理由】**

物流業界におきましては、人手不足や働き手の高齢化等の課題、働き方改革の推進や進化するＩｏＴ・ロボティクス等の新技術の活用による生産性の向上、物流ニーズの多様化等からさらなる競争激化のなか厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような環境のもと、当社グループはソリューション営業力の強化に努め、一貫物流への取組みを積極的に進めております。また、変化が加速する顧客ニーズに的確に対応できる営業体制の構築と業務の効率化を推し進め、業務品質のさらなる向上を目指すとともに働き易い職場創りを進めております。さらに、ＥＳＧの取組みの一環として、廃ＰＥＴボトルの再資源化を行う豊通ペットリサイクルシステムズ株式会社設立への参画や会議等におけるペーパーレス化の推進等に取組むなど、いわゆる新しい「企業文化」の創設にも取組んでおります。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するような大量買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大量買付行為について公開買付を義務付けるとともに、開示や手続に係るルールを定めておりますが、その適用範囲が限定されております。また、対象企業からの質問の機会は１回のみで、買付者は理由を明らかにしたうえで回答を拒否できること、30営業日までしか公開買付期間の延長請求ができないこと等から、株主の皆様等に必要な情報と検討期間が確保されない

リスクがあると考えられます。
当社は、かかる状況を踏まえ、大量買付者やその提案内容等について株主の皆様が検討すること等に必要な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対する対抗措置を準備しておくことを目的とする本プランを、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、３年間を有効期間として継続することが相当であると判断したものであります。

**１．本基本方針**

当社は、倉庫業を中心とする総合物流会社として、将来にわたる地域の発展性、立地条件、採算等を十分研究調査のうえ、拠点政策を展開しております。また、用地取得から倉庫建築、稼動まで数年を要すること等から中長期的な視点に基づいた経営への取組みにより企業価値の向上・株主共同の利益の向上が確保されるものと確信しております。さらに、災害復旧時等における公共的使命の高い事業の性格から、通常の活動はもとより被災地への生活物資の供給・搬送等への備えを通じ地域における密接な信頼関係の構築と期待に応えていく社会的責任があります。また、顧客のニーズに応え最適物流システムの提案や専用システムの提供等を行い、物流コストの低下による物流の効率化の実現に向けて努力を重ねております。一方、高度な技能と専門性を有した人材の育成にも多年のノウハウを持って研鑽を積み重ねており、従業員の自己実現の場を提供し働き甲斐のある職場創りに努力しております。これらが株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

一方、当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、株主の皆様が株式の大量買付等の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示し、株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を提供しないもの、経営方針・投下資本の回収方針等の十分な情報を合理的な期間内に提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該買付者等自身の利益のみを図るもの、または、買付等の条件が、当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適当な買付等であるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付

等を防止することとします。また、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を株主総会において決議し、当該対応策の内容を、東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることとします。

**２．本基本方針の実現に資する特別な取組み**

**（１）企業価値向上への取組み**

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、以下のグループ経営中長期ビジョンを策定しております。

■　お客様の満足を得るソリューションを提案できる企業
■　多様な物流サービスが提供できる総合物流会社
■　収益力、健全な財務バランスと高度な品質に支えられた信頼感のある企業
■　ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に取組む企業
■　未来志向で創造力ある人材が育つ風土を持つ企業

この中長期ビジョン実現に向け、第６次中期経営計画「CHANGE！to 2021」を以下のとおり策定しております。第６次中期経営計画「CHANGE！to 2021」では、スピード・生産性重視の視点を持ちながら新しいことに「挑戦」する「意識のCHANGE」、高い専門性でお客様の要求に応える「知識のCHANGE」と、独自性を発揮しつつグループ力を結集して課題解決を目指す「組織のCHANGE」に取組むことで、ステークホルダーの皆様に「信頼」される企業として、企業価値向上に努めてまいります。

（戦略基本方針）

◆　変化するお客様の要求に高い水準で応えられる企業
◆　将来を展望し、新分野に挑戦する企業
◆　優れた業務品質と高い効率性を提供できる企業
◆　ステークホルダーから信頼される企業
◆　強固な財務基盤に支えられた信用力のある企業

（具体的取組み）

●　変化するマーケットへの対応
●　新分野への挑戦
●　高い生産性に向けた改革
●　業務品質向上への取組み
●　人材の確保と育成への取組み
●　コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化
●　財務戦略の高度化
●　働き易い職場環境づくり

中期経営計画「CHANGE！to 2021」のこれまでの主たる取組みの実績として、高機能の倉庫増築や物流総合施設としての機能の拡充に取組むとともに、変化が加速する顧客ニーズに的確に対応できる営業体制の構築と業務の効率化を推し進め、業務品質のさらなる向上を目指すとともに働き易い職場創りを進めております。また、ＥＳＧの取組みの一環として、廃ＰＥＴボトルの再資源化を行う豊通ペットリサイクルシステムズ株式会社設立への参画や会議等におけるペーパーレス化の推進等に取組むなど、いわゆる新しい「企業文化」の創設にも取組んでおります。さらに、新分

野への取組みと位置付けている梅小路地区資産有効活用計画による宿泊施設の建設を進めております。加えて、実践型研修の充実やソリューション会議の励行等によるソリューション営業力の強化や人材の育成にも努めております。

**（2）コーポレートガバナンスへの取組み**

当社は、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取組み、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しております。その取組みとして、株主総会招集通知の発送を開催日の３週間前に発送することや当社ホームページにおいて株主総会招集通知の発送前開示を実施する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取組むとともに持続可能性を巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営（交通エコロジー・モビリティ財団認証取得）を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取組み、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、取締役会の構成として３分の１以上の独立社外取締役を選任する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。また、2020年４月１日より、経営の意思決定および監督機能と業務執行を明確に分離し、経営の機能性向上とガバナンス強化を図るため、執行役員制度を採用しております。加えて株主懇談会やアナリスト向けミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。

**３．本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）**

**（1）本プラン導入の目的**

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するために導入されるものです。

当社は、本基本方針に定められたとおり、特定の者による株式の大量買付等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様がこの判断を適切に行うためには、当該買付者等から必要な情報の提供を受けること、取締役会から必要な情報や代替案の提示を受けること、および、これらのために必要な時間を確保することが必要不可欠であると考えております。にもかかわらず、買付者等が必要な情報を合理的な期間内に提供しない場合、または、これらのために必要な時間、もしくは当社取締役会が株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を確保しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損されることを防止するため、取締役会は原則として速やかに対抗措置の発動（そのために必要な株主総会の招集その他の措置を含みます。以下同じとします。）を行う必要があると考えております。また、買付者等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該買付者等自身の利益のみを図る場合にも、同様であると考えております。さらに、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適当な買付等である場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある場合には、対抗措置の発動を行うか否かの判断は、基本的には最終

的に、株主の皆様に委ねることが適切であると考えております。
一方、これらの手続や対抗措置の発動に際して、取締役会の恣意性を排除するために独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重することとします。

**（2）本プランの内容**

本プランの内容は以下のとおりでありますが、本プランに関する手続の流れにつきましては、別紙２にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

**ア　本プランの概要**

下記イ（ア）に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①買付者等が当社取締役会および独立委員会に対し当該買付等に関する必要かつ十分な情報を独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②独立委員会のための一定の検討期間が経過し、かつ③当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで（当社取締役会が対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を問う株主総会を招集した場合には、株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで）は、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

（ア）買付者等に対する情報等の提供の請求

下記イ（ア）に定める買付等が行われる場合、当社は買付者等に対し事前に書面で買付等の目的および条件等の情報を合理的期間内に提出していただくことを求めます。

（イ）独立委員会への諮問

当社取締役会は、独立委員会に対し上記情報を提供し、対抗措置の発動の是非等について諮問します。

（ウ）独立委員会の検討および勧告

独立委員会が必要と認める場合、買付者等に対し合理的期間内に追加情報の提供を求め、また取締役会に対しても合理的期間内に適宜必要と認める情報、資料等の提示を求めることができます。独立委員会は、原則として当社取締役会および独立委員会に対する買付説明書（下記イ（イ）で定義され、買付説明書に関する補足説明または追加提出された買付説明書等を含みます。以下同じ。）の提出が合理的期間内に完了した日から所定の期間内に当社取締役会に対し、勧告内容を書面にて提出します。

（エ）取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合は、対抗措置の発動を決議することができ、また、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす不適切な買付等（下記イ（オ）で定義されます。）に該当すると認めた場合にも、対抗措置の発動を決議することができます。さらに、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると勧告した場合、当社取締役会は株主総会を招集して対抗措置の発動を付議し、対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることにより、対抗措置の発動の具体的内容を決議することができるものとします。

（オ）対抗措置

対抗措置は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、買付等に対し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るうえで、必要かつ相当な措置（株式の発行、自己株式の処分もしくは株式無償割当てまたは新株予約権の発行もしくは新株予約権無償割当て等）の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議されるものとします。

**イ　買付等の開始から対抗措置の発動または不発動の決議までの手続**

（ア）買付等

本プランが定める手続は、当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち下記のいずれかに該当するもの（以下「買付等」といいます。）に適用されます。

①　当社が発行者である株券等[1]（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者[2]およびその共同保有者等[3]の株券等保有割合[4]が20%以上となる買付等[5]

②　当社株券等について、公開買付[6]を行う者の株券等の株券等所有割合[7]およびその特別関係者等[8]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（イ）買付者等に対する情報等の提供の請求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対し、(i)買付者等の概要（名称、住所、設立準拠法、代表者の役職および氏名、会社等の目的および事業内容、大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要、ならびに国内連絡先）、(ii)買付者等が現に保有する当社株券等の数および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社株券等の取引状況、ならびに(iii)提案する買付等の概要（買付者等が買付等により取得を予定する当社株券等の種類および数、ならびに買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、買付等の後の当社株券等の第三者への譲渡等、重要提案行為等[9]その他の目的がある場合には、その旨およびその内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨を記載した当社所定の書式による「意向表明書」を日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、買付者等から意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会ならびに独立委員会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。）を設けて買付者等に交付します。その後、買付者等には当社取締役会に対し、本必要情報を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を回答期限内に日本語にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は買付者等の属性、買付等の目的および内容により異なりますが、概ね下記①ないし⑫の情報を含みます。当社取締役会は、買付説明書の情報等が株主の皆様の判断または当社取締役会もしくは独立委員会の意見形成のために十分でないと認めた場合には、買付者等に対し、さらに合理的な回答期限を設けて、当社取締役会が相当と認める方法で買付説明書の補足説明または追加資料等の提出を求めることができます。なお、当社取締役会は、提出された買付説明書を評価検討し、当社取締役会としての意見を公表することができるものとし、さらに必要に応じて買付者等と買付等に関する条件改善等について交渉し、当社取締役会として株主の皆様および独立委員会に対し代替案を提示することができるものとします。

①　買付者等および買付等に関して買付者等と意思の連絡のある者（特別関係者等、共同保有者等、（当該買付者等とは別に存在する場合は）振替口座簿上の株主および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験および他の買付者等との具体的関係等に関する情報を含みます。）

②　買付等の目的（意向表明書に記載していただいた目的の詳細）、方法および内容（経

営参画の意思の有無、買付等の対価の種類および価額、買付等の時期、それに関連する取引の仕組みおよび買付等の方法の適法性ならびに買付等の実現可能性に関する情報を含みます。）

③　買付等の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の詳細を含みます。）

④　買付等のための資金の調達方法（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、当該資金に関して買付者等の有する当社株券等その他資産等への担保権設定の状況および予定ならびに調達に関連する取引の内容等を含みます。）

⑤　買付者等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

⑥　買付者等が買付等において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、合意の相手方および合意の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

⑦　買付等の後の当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策、配当政策、資産運用計画（売却等を予定される場合はその内容等を含みます。）、投下資本の回収方針およびそれらを具体的に実現するための施策

⑧　買付者等の事業と当社および当社企業集団の営む事業との統合および連携等に関する事項ならびに買付者等と当社との利益相反を回避するための具体的施策

⑨　買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

⑩　買付等の後の当社および当社企業集団の中長期的に持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより中長期的に企業価値が向上される根拠

⑪　当社の他の株主との間に利益相反が生ずる場合、それを回避するための具体的施策

⑫　その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要であると認める事項

（ウ）独立委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問機関として、買付者等および買付等に係る評価および対抗措置の発動または不発動の勧告等を取締役会へ行う独立委員会を設置します。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した３名以上の委員で構成されます。独立委員会規程の概要は別紙３のとおりです。なお、独立委員会委員の略歴は別紙４のとおりです。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に提供し、当該買付者等による買付等に対する対抗措置の発動の是非その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上に関する事項について諮問します。ただし、当社取締役会が相当と判断したときは、買付説明書の提出を受けるより前に、独立委員会に対し諮問することができるものとします。

（エ）独立委員会の評価手続

独立委員会は、買付説明書の内容が十分でないと認めたときは、当社取締役会を通じて買付者等に対し、合理的な回答期限（ただし、原則として60日間を超えないものとします。

）を設けて、独立委員会が相当と認める方法で買付説明書の補足説明または追加資料等を求めることができます。また、独立委員会は、必要に応じて当社取締役会に対し、合理的な回答期限を設けて独立委員会が相当と認める方法で当該買付等および買付説明書に対する意見、当社取締役会の決定している事業施策等に係る資料の提出を求めることができます。また、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

（オ）独立委員会の勧告

独立委員会は買付説明書の提出が完了した後、買付等の評価の難易度等に応じて、対価を現金（円貨）のみとし、当社株券等全部を対象とする公開買付の場合には60日間、その他の場合には90日間（以下「独立委員会検討期間」といいます。ただし、必要な範囲で延長・再延長ができるものとし、延長・再延長する場合には、その旨、延長・再延長の期間および延長・再延長の理由の概要を開示するものとします。また、延長・再延長の期間は、合計で30日を超えないものとします。）以内に勧告の内容を書面にて作成し、これを当社取締役会に提出します。

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。

さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動の決定をした後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。

当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為

② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為

③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為

④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為

⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為

⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付

等の実行の可能性、買付等の後における当社従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合

⑦　買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

（カ）取締役会による決議

①　手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

②　不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記（オ）①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。また、当社取締役会は、対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況等を勘案したうえで、当社取締役会が相当と認めるときは株主総会の決議を経たうえで、対抗措置の発動を決議することができます。さらに、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。

③　企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記（オ）⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④　対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤　取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株

主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

（キ）対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当てを中止または停止し、新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

（ク）情報の公表

当社取締役会は、法令および証券取引所規則等に従い適時開示を行うほか、下記①ないし⑥に掲げる情報を公表します。

① 買付者等からの意向表明書、買付説明書の提出があったこと、および買付説明書の提出が完了したことを各々提出が完了された後、遅滞なく公表します。

② 買付説明書の内容および当社取締役会が独立委員会に提出した意見ならびに事業施策等のうち、独立委員会が相当と認めた情報を独立委員会が決定した公表時期に公表します。

③ 独立委員会の勧告のうち、独立委員会が相当と認めた情報を当社取締役会が勧告に係る書面を受領後、遅滞なく公表します。

④ 独立委員会検討期間の延長・再延長に係る決定（その理由および内容の要旨を含みます。）について、各々独立委員会が決定後、遅滞なく公表します。

⑤ 対抗措置の発動もしくは不発動、または発動後の中止、停止もしくは変更について、取締役会が決定した後、遅滞なく公表します。

⑥ 対抗措置の発動について、株主総会を招集するときは、その旨、株主総会の期日、場所および議題ならびに議案の要旨を当社取締役会決議後、遅滞なく公表します。

（ケ）株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対して対抗措置の発動を決議することができるものとします。このほか、株主総会の招集は、買付等の内容、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況等を勘案したうえで、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告したとき

は、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。なお、上記いずれの場合においても、当社取締役会は株主総会を招集する旨決議後、次期定時株主総会に諮ることが適当であると判断される場合等を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

**ウ　新株予約権の無償割当ての主な内容**

当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て等必要かつ相当な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

対抗措置として新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）を実施する場合の主な内容は以下のとおりです。

（ア）本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が、本新株予約権無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権３個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

（イ）本新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

（ウ）本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り１株とします。

（エ）本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株あたりの価額は１円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

（オ）本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、１ヶ月間から３ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

（カ）本新株予約権の行使条件

次の①から⑥に規定する者（以下「特定買付者等」と総称します。）および／または当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、原則として本新株予約権を行使できません。

①　特定大量保有者[10]
②　特定大量保有者の共同保有者等
③　特定大量買付者[11]
④　特定大量買付者の特別関係者等

⑤　上記①ないし④に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
⑥　上記①ないし⑤記載の者の関連者[12]

（キ）本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

（ク）当社による本新株予約権の取得
当社は、いつでも特定買付者等以外の株主が保有する本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき（別途調整がない限り）当社普通株式１株を交付することができます。ただし、特定買付者等が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭の交付は行わないこととします。その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

**エ　その他**

上記イないしウに定めるほか、本新株予約権無償割当てに必要な事項、独立委員会規程、その他本プランの具体的運用に必要な事項等については、別途当社取締役会が定めるものとします。また、法令の新設または改廃により、上記イないしウに定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記イないしウに定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

**オ　本プランの発効、有効期間、廃止および変更**

本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時点で発効するものとします。

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合には、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更することがあります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

**カ　本プランが株主および投資家の皆様等へ与える影響**

本プランは、当社株主および投資家の皆様が当社株式の大量買付等に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、または代替案を提示するために必要な時間を確保するものです。また、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合、不適切な買付等が行われるおそれがある場合、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保のため当社株主総会または当社取締役会において対抗措置の発動を行えるようにするものです。本プランの導入により、当社株主および投資家の皆様が当社株式の大量買付等の是非を適切に判断されることが可能となり、皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記３．（２）イにおいて述べましたとおり、買付者等が本プランに定める手続を遵守するか否かにより買付等に対する当社の対応が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、当社からの適時開示や買付者等の動向にご注意ください。

（ア）本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては新株予約権無償割当て等の対抗措置は実施されませんので、当社株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

（イ）対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める不適切な買付等であると認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益確保を目的として、必要かつ相当な措置の中からその時点で当社取締役会が最も適切であると判断した対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組み上、当社株主および投資家の皆様（特定買付者等を除きます。）が法的権利および経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、本プラン、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により株式を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払い込みをしていただく必要がある場合があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として株主の皆様に当社株式を交付することがあります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることになった際に、法令および証券取引所規則等に基づき別途お知らせします。

なお、当社取締役会が新株予約権無償割当ての中止または割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

一方、買付者等については、本プランに定める手続を遵守しない場合や、手続を遵守した場合であっても本プランに定める不適切な買付等と認められる場合や当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利および経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、買付者等が本プランの定める内容に違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

**４．上記２．の取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること**

上記２．の取組みは、中期経営計画の推進等により当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。

また、本プランは、当社株券等の買付者等が買付等に関する必要かつ十分な情報を株主の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、および当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後にのみ当該買付等を開始することを求め、これを遵守しない買付者等に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会または株主総会が対抗措置を講じる

ことがあることを明記しています。
　また、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者等の買付等が本プランに定める不適切な買付等であると認め、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会または株主総会が決議した場合には、かかる買付者等に対して当社取締役会または株主総会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあることを明記しています。
　このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

**5．上記2．の取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと**
　上記2．の取組みは、中期経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。
　また、本プランも、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。
**（1）買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること**
　本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足するとともに、2008年6月30日付経済産業省の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」ならびに東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の原則1－5．（いわゆる買収防衛策）および補充原則1－5①を踏まえたものです。
**（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること**
　本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が意見を取りまとめ、代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。
**（3）株主意思を重視するものであること**
　本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記3．（2）オに記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくこととなっております。

**6．上記2．の取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと**
　上記2．の取組みは、中期経営計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。
　また、本プランも、以下の理由により、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。
**（1）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示**

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しています。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員３名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

**（２）合理的な客観的発動要件の設定**

本プランは、上記３．（２）イ（カ）に記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

**（３）第三者専門家の意見の取得**

上記３．（２）イ（エ）に記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

**（４）デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと**

上記３．（２）オに記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社株券等の買付者等が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

[1] 金融商品取引法第27条の23第１項に定義される株券等（①の場合）もしくは同法第27条の２第１項に定義される株券等（②の場合）またはその双方（その余の場合）をいいます。
[2] 金融商品取引法第27条の23第１項の保有者および同条第３項によって保有者に含まれる者をいいます。
[3] 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者および同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者ならびに保有者または共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した関係にある者をいいます。
[4] 金融商品取引法第27条の23第４項に定義される株券等保有割合（ただし、重複する保有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。
[5] ①において金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等をいいます。
[6] 金融商品取引法第27条の２第６項に定義される公開買付けをいいます。
[7] 金融商品取引法第27条の２第８項に定義される株券等所有割合（ただし、重複する所有株券等の数については控除するものとします。）をいいます。
[8] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者および公開買付けを行う者またはその特別関係者との間で公開買付けを行う者・特別関係者間の関係と類似した関係にある者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項に定める者を除きます。
[9] 金融商品取引法第27条の26第１項に規定される重要提案行為等をいいます。
[10] 当社株券等の保有者で、当社株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
[11] 公開買付けによって当社株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者等の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
[12] ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項または第３条の２第３項に定義されます。）をいいます。

以　上

# 大株主の状況

１．発行可能株式総数　　普通株式　80,000,000株（単元株式数 100株）

２．発行済株式総数　　普通株式　19,064,897株
（うち自己株式数 92,423株）

３．株主数　　10,306名

４．大株主の状況

2021年３月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

| 氏名または名称 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 860,800 | 4.53 |
| 株式会社京都銀行 | 850,103 | 4.48 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 840,500 | 4.43 |
| 株式会社滋賀銀行 | 820,346 | 4.32 |
| 安田倉庫株式会社 | 800,000 | 4.21 |
| 日本生命保険相互会社 | 664,409 | 3.50 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 551,313 | 2.90 |
| 戸田建設株式会社 | 545,103 | 2.87 |
| 京都中央信用金庫 | 515,000 | 2.71 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 427,700 | 2.25 |

（注）１．持株比率は小数点第３位以下を切捨てております。
２．持株比率は自己株式（92,423株）を控除して計算しております。

以　上

【別紙２】

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置発動・不発動の流れ

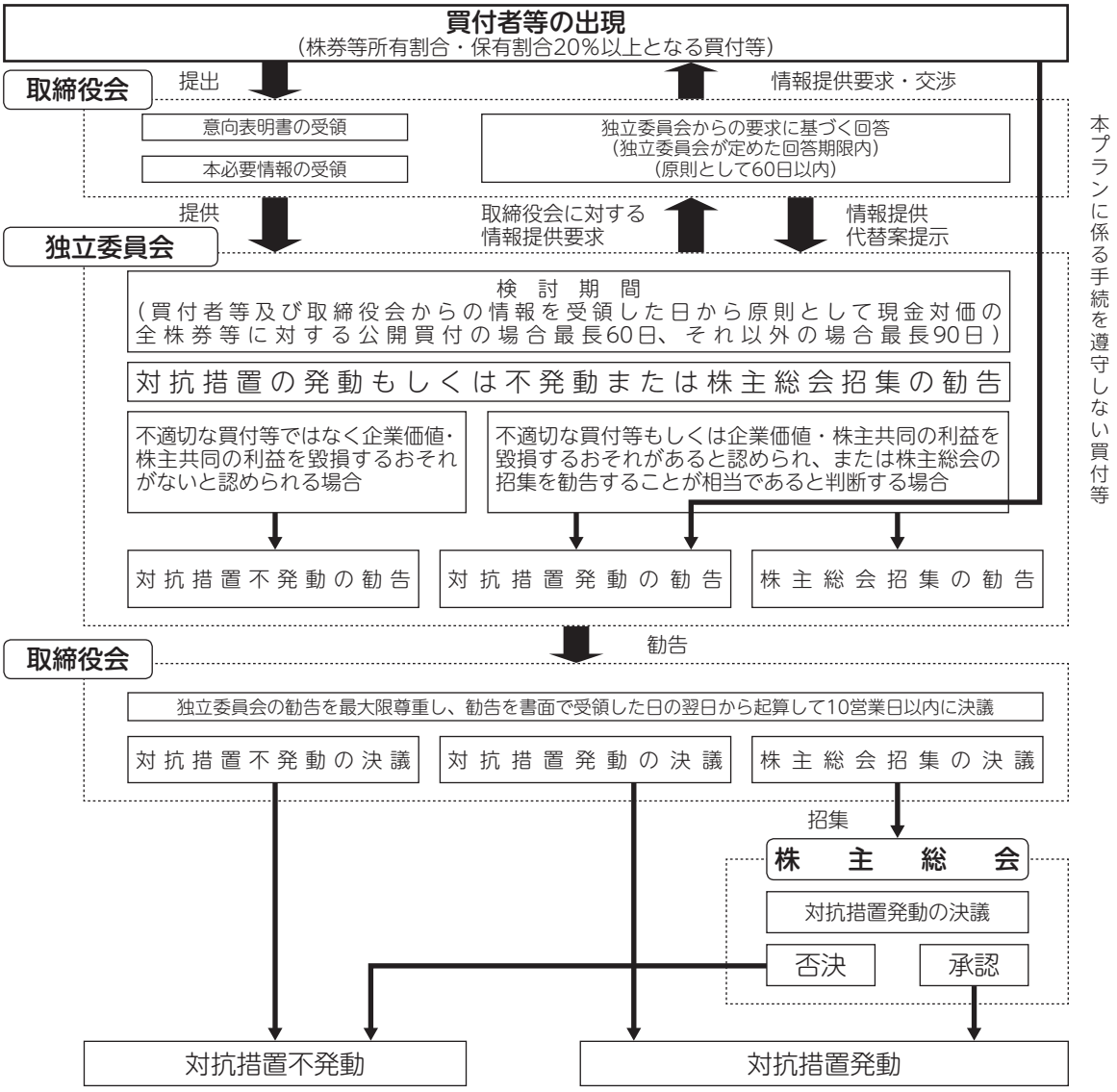


＊上記フローチャートは、本プランの概略を説明するために参考として作成されたものであります。

【別紙３】

# 独立委員会規程の概要

１．独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

２．独立委員会の委員は、３名以上とし、当社経営陣から独立している、（１）当社の社外取締役、（２）当社の社外監査役、または（３）社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。

３．独立委員会の委員の任期は、選任の時から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。独立委員会委員の任期は、本プランが当会社の株主総会または取締役会の決議によって廃止された場合において、当該廃止の時点をもって終了するものとする。

４．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。

５．独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。独立委員会の決議において、賛否同数のときは、議長が決する。

６．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して書面にて当社取締役会に対して勧告または通知等する。独立委員会は、本プランに定められた公表すべき情報その他独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

　なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

（1）本プランの対象となる買付等への該当性の判断
（2）本プランに係る対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会招集等が相当と認める旨
（3）本プランに係る対抗措置の発動の中止、停止または変更
（4）本プランの廃止または変更（ただし、本プランの変更については、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃、または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で合理的に必要と認められる範囲に限る。）
（5）買付者等および当社の取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限（ただし、本プランに期限の定めがある場合は、当該期限までとする。）
（6）独立委員会の検討期間の延長・再延長（ただし、合計で３０日を超えないものとする。）
（7）その他当社の取締役会が判断すべき事項のうち、当社の取締役会が独立委員会に諮問した事項

7．独立委員会は、6．に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行う。
（1）買付者等の買付等の内容の精査・検討
（2）取締役会による代替案の検討
（3）その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
（4）当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8．独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

以　上

【別紙４】

# 独立委員会委員略歴

安達　義二郎氏

1981年 ４月　安田信託銀行（現 みずほ信託銀行）株式会社入社
2002年 ４月　みずほアセット信託銀行株式会社　大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店専任部長
2003年 ３月　みずほ信託銀行株式会社　大阪プロジェクト推進部長兼大阪支店上席部長代理
2004年 ４月　同社大阪支店副支店長兼大阪支店法人営業部長
2005年 ７月　同社事務統括部副部長
2006年 ６月　同社事務統括部長
2008年 ４月　同社執行役員業務統括部長
2009年 ４月　同社執行役員法人業務部長
2010年 ４月　同社常務執行役員
2012年 ４月　みずほ信不動産販売株式会社（現 みずほ不動産販売株式会社）取締役副社長
2014年 ４月　平成ビルディング株式会社取締役社長
2021年 ６月　当社社外取締役（予定）

藤本　眞人氏

1978年11月　等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年 ６月　同監査法人パートナー
2011年11月　藤本眞人公認会計士事務所開業登録（現在）
2012年 ６月　日本システム開発株式会社社外監査役
2013年 ６月　当社社外監査役（現在）
2014年 ６月　株式会社キーエンス社外取締役

吉松　裕子氏

2008年12月　弁護士登録
2008年12月　えびす法律事務所入所
2011年 ４月　京都成蹊法律事務所入所（現在）
2015年 ６月　当社社外監査役（現在）

西山　忠彦氏

1978年 4月　株式会社京都銀行入社
1999年 4月　同社西七条支店長
2002年 2月　同社向日町支店長
2005年 2月　同社城陽支店長
2008年 6月　同社審査部長
2011年 6月　同社執行役員審査部長
2013年 6月　同社監査役
2015年 6月　同社常任監査役
2017年 6月　京都クレジットサービス株式会社代表取締役社長
2017年 6月　当社社外取締役（現在）
2019年 6月　株式会社京都総合経済研究所代表取締役社長（現在）

以　上

〔添付書類〕

# 事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期前半においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて企業経済活動や個人消費が大きく制限されました。期後半には各種防止策も講じられ、また、海外経済の改善の影響もあり持ち直しの動きも見られましたが、依然として世界的に経済活動が抑制されるなど、厳しく、かつ、先行きが非常に不透明な状況となりました。

物流業界におきましても、人手不足による人件費の増加が続く中、このような国内外の経済環境の影響を大きく受け、荷動きが大きく変調をきたす等、引き続き厳しい経営環境で推移しました。

このような事業環境のもと、当社グループは、第６次中期経営計画「ＣＨＡＮＧＥ！ｔｏ２０２１」の具体的取組を着実に実行に移し、また「ＣＨＡＮＧＥ（意識・知識・組織）」の考え方の浸透を推し進めて参りました。また、変化が加速する顧客ニーズに的確に対応できる営業体制の構築と業務の効率化を推し進め、業務品質のさらなる向上を目指すとともに働き易い職場創りを進めました。また、ＥＳＧの取組みの一環として、廃ＰＥＴボトルの再資源化を行う豊通ペットリサイクルシステムズ株式会社設立への参画や会議等のペーパーレス化の推進等に取組むなど、いわゆる新しい「企業文化」の創設にも取組みました。加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止と従業員および関係取引先の安全を第一に考えつつ、市場環境の変化に的確に対応できる体制を整え、また、固定費の抑制等、財務の健全性確保に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は25,927百万円（前期比2.1％減）、営業利益は1,732百万円（前期比9.1％増）、経常利益は1,921百万円（前期比7.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,307百万円（前期比8.0％増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 倉庫業

倉庫業におきましては、入出庫高及び貨物回転率は前期に比し減少しましたが、再寄託先も含めた期中の保管残高は増加し、また、料金改定も推し進めました。これらの結果、倉庫業の営業収益は6,498百万円と前期6,411百万円に比し1.4%の増加となりました。

(イ) 入出庫および保管残高

| 区分＼期間 | | 前期（2019年4月1日～2020年3月31日） | | 当期（2020年4月1日～2021年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| 入庫高（月平均） | | 1,217,785トン<br>(101,482) | 373,746,578千円<br>(31,145,548) | 1,121,999トン<br>(93,500) | 363,364,780千円<br>(30,280,398) |
| 出庫高（月平均） | | 1,223,339トン<br>(101,945) | 372,456,160千円<br>(31,038,013) | 1,131,737トン<br>(94,311) | 362,061,116千円<br>(30,171,760) |
| 保管残高 | 期末 | 234,260トン | 81,762,692千円 | 224,522トン | 83,066,356千円 |
| | 月末平均 | 240,377トン | 82,298,008千円 | 232,387トン | 86,825,350千円 |

（ご参考）再寄託先を含めた入出庫および保管残高

| 区分＼期間 | | 前期（2019年4月1日～2020年3月31日） | | 当期（2020年4月1日～2021年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 数量 | 金額 | 数量 | 金額 |
| 入庫高（月平均） | | 1,411,673トン<br>(117,639) | 421,072,656千円<br>(35,089,388) | 1,373,497トン<br>(114,458) | 419,423,084千円<br>(34,951,924) |
| 出庫高（月平均） | | 1,403,021トン<br>(116,918) | 416,355,412千円<br>(34,696,284) | 1,383,348トン<br>(115,279) | 420,188,545千円<br>(35,015,712) |
| 保管残高 | 期末 | 282,685トン | 92,435,441千円 | 272,834トン | 91,669,980千円 |
| | 月末平均 | 282,368トン | 91,710,350千円 | 285,283トン | 98,691,217千円 |

（注） 再寄託とは、受寄物を自社倉庫以外の他の倉庫業者で保管し荷役させることをいいます。

㈡ 貨物回転率（月平均）

| 区分＼期間 | 前期（2019年4月1日～2020年3月31日） | 当期（2020年4月1日～2021年3月31日） |
|---|---|---|
| 数量 | 42.3%　(41.5%) | 40.4%　(40.3%) |
| 金額 | 37.8%　(38.0%) | 34.8%　(35.4%) |

（注）　（ ）内は再寄託先を含む数値であります。

㈢ 倉庫業所管面積

| 区分 | 前期末（2020年3月31日現在） | 当期末（2021年3月31日現在） | 前期比増減 |
|---|---|---|---|
| 所管面積 | 269,630㎡<br>(81,563坪) | 263,643㎡<br>(79,752坪) | △5,987㎡<br>(△1,811坪) |

（注）　所管面積は倉庫業法に基づく営業倉庫登録面積であります。

| 区分 | 前期末（2020年3月31日現在） | 当期末（2021年3月31日現在） | 前期比増減 |
|---|---|---|---|
| 貸庫面積 | 22,755㎡<br>(6,883坪) | 28,743㎡<br>(8,695坪) | 5,988㎡<br>(1,811坪) |

（注）　貸庫面積は物流賃貸面積であります。

② 運送業

運送業におきましては、国内経済の停滞により取扱数量は減少し、通期で1,921千トンと前期に比し0.5%の減少となりました。これらの結果、運送業の営業収益は12,427百万円と前期12,696百万円に比し2.1%の減少となりました。

運送取扱数量

| 区分 | 前期（2019年4月1日～2020年3月31日） | 当期（2020年4月1日～2021年3月31日） |
|---|---|---|
| 取扱数量（月平均） | 1,932,037トン<br>(161,003) | 1,921,837トン<br>(160,153) |

③　国際貨物取扱業

国際貨物取扱業におきましては、通関業の取扱数量は、国内及び海外の経済活動の停滞の影響等から輸入は減少傾向にありますが、輸出は第３四半期より取扱数量が回復したことから前年同期に比し増加し、525千トンと前期とほぼ同数量となりました。また、梱包業の取扱数量については、得意先企業の海外営業展開の不振の影響等を受けて減少し、83千㎥と前期に比し11.2％の減少となりましたが、海外市況の回復等の影響から第３四半期からはほぼ前年度並みの水準に戻りつつあります。これらの結果、国際貨物取扱業の営業収益は7,001百万円と前期7,366百万円に比し5.0％の減少となりました。

企業集団の事業の種類別セグメントの営業収益

（単位 金額：百万円、比率：％）

| 区分＼期別 | 前期（2019年４月１日～2020年３月31日） | | | 当期（2020年４月１日～2021年３月31日） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 金額 | 構成比 | 前期比増減額 | 金額 | 構成比 | 前期比増減額 |
| 倉庫業 | 6,411 | 24.2 | 189 | 6,498 | 25.1 | 86 |
| 運送業 | 12,696 | 48.0 | △21 | 12,427 | 47.9 | △269 |
| 国際貨物取扱業 | 7,366 | 27.8 | 65 | 7,001 | 27.0 | △365 |
| 計 | 26,475 | 100.0 | 234 | 25,927 | 100.0 | △547 |

⑵　設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2,079百万円で、必要資金は自己資金および長期借入金により賄いました。その主なものは、次のとおりであります。

①　当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・当社　本社・梅小路　宿泊施設建築工事　（不動産賃貸業）
　　不動産賃貸

⑶　対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国では緩やかな回復が続くことが予想され、世界経済は持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大によるリスク・影響が懸念され、また、日本国内ではワクチン接種が進むにつれてその影響が軽減されることが期待できるものの、その動向は予測しづらく、不透明な状況が続くものと思われます。

物流業界におきましてもこのような経済情勢を受けて、国内貨物の荷動きや輸出入貨物の取扱いの持ち直しが期待されるものの、依然として不安定な状況が続くことが予測され、経営環境としては厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、物流事業は社会基盤を支える重要な産業であるとの信念のもと、新型コロナウイルス感染拡大防止と従業員の安全を第一に考えつつ、第６次中期経営計画「ＣＨＡＮＧＥ！ｔｏ２０２１」のスローガンである「ＣＨＡＮＧＥ」を今まで以上に推し進め、一層の経営の効率化と従業員が働き易い職場環境づくりを目指してまいります。

このような時期だからこそ、取引先の変化を察知し、営業方針・営業施策を固め、各営業所と本部とが連携して取引先のニーズにしっかりとお応えすることで、社会的使命を果たしたいと考えております。

また、デジタル技術の急速な進歩や市場の変化のなか、基幹業務システムのクラウド化や新しい業務システムの導入を図り、合理化・効率化にも積極的に取組んでまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、会議のオンライン化、時差出勤やテレワークの実施等の対策を行い、従業員と取引先等関係者の安全を考慮し、感染拡大防止と適正な業務の継続に努めてまいります。

⑷ 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

| 区分＼期別 | 2017年度<br>第 138 期 | 2018年度<br>第 139 期 | 2019年度<br>第 140 期 | 2020年度<br>(当連結会計年度)<br>第 141 期 |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 26,043 | 26,241 | 26,475 | 25,927 |
| 経常利益 | 1,791 | 1,736 | 1,793 | 1,921 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,254 | 825 | 1,210 | 1,307 |
| １株当たり当期純利益 | 65円95銭 | 43円38銭 | 63円66銭 | 68円90銭 |
| 総資産 | 47,295 | 47,029 | 48,290 | 50,906 |
| 純資産 | 38,698 | 38,673 | 38,659 | 40,617 |

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

⑸ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 中倉陸運株式会社 | 30,000千円 | 86.0% | 貨物自動車運送業 |
| 中央倉庫ワークス株式会社 | 20,000千円 | 100.0% | 倉庫等における荷役等の請負業 |

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社の状況に記載の２社であります。

当期の当社グループの営業収益は25,927,637千円（前期比2.1％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,307,297千円（前期比8.0％増）であります。

⑹ 主要な事業内容

倉　　庫　　業：倉庫業・賃貸業
運　　送　　業：貨物利用運送業・貨物自動車運送業
国際貨物取扱業：梱包業・通関業

⑺ 主要な営業所

① 当社

本社
京都市下京区朱雀内畑町41番地

支店

| | |
|---|---|
| 京都支店（京都市下京区） | 滋賀支店（滋賀県栗東市） |
| 大阪支店（大阪府茨木市） | 東京支店（埼玉県加須市） |
| 名古屋支店（愛知県小牧市） | 北陸支店（石川県金沢市） |
| 岡山支店（岡山県倉敷市） | |

営業所

| | |
|---|---|
| 梅小路営業所（京都市下京区） | 城南営業所（京都市伏見区） |
| 京都ＰＤセンター（京都府久世郡） | ビジネスサポート京都店（京都市中京区） |
| 保険課（京都市下京区） | 滋賀ＰＤセンター（滋賀県栗東市） |
| 湖東ＰＤセンター（滋賀県蒲生郡） | 大阪営業所（大阪府茨木市） |
| 大阪国際貨物営業所（大阪市中央区） | ビジネスサポート大阪店（大阪府茨木市） |
| 埼玉営業所（埼玉県加須市） | 茨城営業所（茨城県猿島郡） |
| 東京営業所（東京都江東区） | 東京国際貨物営業所（東京都江東区） |
| ビジネスサポート東京店（東京都江東区） | 小牧営業所（愛知県小牧市） |
| 愛岐営業所（愛知県江南市） | 浜松営業所（静岡県浜松市） |
| ビジネスサポート浜松出張所（静岡県浜松市） | 金沢営業所（石川県金沢市） |
| 小松営業所（石川県小松市） | 富山営業所（富山県射水市） |
| 福井営業所（福井県福井市） | 倉敷営業所（岡山県倉敷市） |

国際梱包事業部

| | |
|---|---|
| 京都ＰＤ国際梱包課（京都府久世郡） | 滋賀ＰＤ梱包事業所（滋賀県栗東市） |

② 子会社

| | |
|---|---|
| 中倉陸運株式会社 | 本社（京都市下京区）他　12営業所 |
| 中央倉庫ワークス株式会社 | 本社（京都市下京区）他　22事業所 |

⑻　従業員の状況

①　企業集団の従業員の状況

| 区分 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|---|---|---|
| 倉庫業 | 282名〔142名〕 | 16名 |
| 運送業 | 240名〔 14名〕 | △6名 |
| 国際貨物取扱業 | 70名〔 33名〕 | 2名 |
| 全社（共通） | 38名〔 1名〕 | 3名 |
| 合計 | 630名〔190名〕 | 15名 |

（注）　従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 254名〔87名〕 | 12名 | 40歳2ヵ月 | 13年11ヵ月 |

（注）　従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑼　主要な借入先の状況

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社三菱ＵＦＪ銀行 | 1,236百万円 |
| 株式会社京都銀行 | 1,047 |
| 株式会社滋賀銀行 | 1,031 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 1,027 |

⑽　その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2．会社の株式に関する事項

⑴　発行可能株式総数　　80,000,000株
⑵　発行済株式の総数　　19,064,897株（うち自己株式数92,423株）
⑶　単元株式数　　100株
⑷　株　主　数　　10,306名
⑸　大　株　主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 860千株 | 4.53% |
| 株式会社京都銀行 | 850 | 4.48 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 840 | 4.43 |
| 株式会社滋賀銀行 | 820 | 4.32 |
| 安田倉庫株式会社 | 800 | 4.21 |
| 日本生命保険相互会社 | 664 | 3.50 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 551 | 2.90 |
| 戸田建設株式会社 | 545 | 2.87 |
| 京都中央信用金庫 | 515 | 2.71 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 427 | 2.25 |

（注）1．持株数の千株未満は切捨てております。
　　2．持株比率は自己株式（92,423株）を控除して計算しております。

## 3．会社役員に関する事項

⑴　取締役および監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

| 氏　　名 | 地位および担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 湯浅康平 | 代表取締役会長 | 中倉陸運㈱　代表取締役会長<br>中央倉庫ワークス㈱　代表取締役会長 |
| 木村正和 | 代表取締役（社長執行役員） | |
| 中村秀麿 | 取締役（常務執行役員企画管理本部長） | |
| 谷奥秀実 | 取締役（常務執行役員営業統括本部長） | 中央倉庫ワークス㈱　代表取締役社長 |
| 綱島勉 | 取締役 | |
| 西山忠彦 | 取締役 | ㈱京都総合経済研究所　代表取締役社長 |
| 岡一之 | 監査役（常勤） | |
| 藤本眞人 | 監査役 | 公認会計士 |
| 吉本喜博 | 監査役 | |
| 吉松裕子 | 監査役 | 弁護士 |

（注）１．取締役綱島勉氏および西山忠彦氏は、社外取締役であります。
２．監査役藤本眞人氏および吉松裕子氏は、社外監査役であります。
３．取締役綱島勉氏および西山忠彦氏、監査役藤本眞人氏および吉松裕子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
４．監査役藤本眞人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
５．取締役谷奥秀実氏は、2021年４月１日付けで常務執行役員営業統括本部長から常務執行役員に役職を変更しております。
６．取締役田澤文彦氏は、2020年６月26日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
７．取締役田口忠夫氏は、2020年６月26日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
８．取締役湯浅章吾氏は、2020年６月26日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

⑵　責任限定契約の内容の概要

社外取締役２名および社外監査役２名は、当社との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額までと限定する契約を締結しております。

⑶　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第４３０条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、当該保険契約の保険料のおよそ１０分の１を被保険者が負担しております（そのうち個々の役員が役員報酬額に応じて負担を按分しております）。被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

⑷　当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会において審議し、その結果を尊重し代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議・決議しております。その概要は、取締役の報酬等は当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たしていくために、個々の取締役がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする内容のものとし、その報酬等の内容は月例報酬と業績連動報酬で構成されます。当社の取締役の固定報酬は月例報酬とし、役位により基準額を定め、能力・経験等により基準額の90%～110%の幅を設け、その範囲内で決定いたします。業績連動報酬は、役位により基準額を定め、指標とする事業年度毎の業績（営業収益・利益）、および中期経営計画業績目標（営業収益・利益）に対する達成度等に応じて、基準額の70%～130%の範囲で算出された額を賞与として毎年、事業年度末日後の一定の時期に支給いたします。当該指標を選択した理由は、当社の事業活動の結果を業績連動報酬に適切に反映できるものと考えるためであります。また、固定報酬の額および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、報酬基準額における65%が固定報酬、35%が業績連動報酬とします。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の報酬等の額は、2017年６月29日開催の第137回定時株主総会（当時の取締役の員数は10名、監査役の員数は４名）において取締役の報酬等の額を年額16,000万円以内（うち社外取締役年額1,500万円以内）、監査役の報酬等の額を年額3,000万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含めないものとしております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長の湯浅康平氏と代表取締役社長執行役員の木村正和氏が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任する権限の内容は、決定方針に基づく各取締役の固定報酬（月例報酬）額と業績連動報酬（賞与）額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、代表取締役が個々の取締役の能力・経験等を把握・理解しており、個々の取締役が意欲的に職責を果たしたことを、より適切に報酬等に反映できるものと考えるためであります。当社は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会の審議を経て決議された決定方針において、固定報酬額、業績連動報酬額ともに基準額の何％の範囲内という制限を設け、代表取締役の権限を適切に限定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額（千円） | 報酬等の種類別の総額（千円） | | 対象となる役員の員数（人） |
|---|---|---|---|---|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 130,740<br>(6,000) | 88,740<br>(6,000) | 42,000<br>(—) | 9<br>(2) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 19,800<br>(6,000) | 19,800<br>(6,000) | —<br>(—) | 4<br>(2) |
| 合計総額<br>（うち社外役員） | 150,540<br>(12,000) | 108,540<br>(12,000) | 42,000<br>(—) | 13<br>(4) |

（注）当事業年度末現在の取締役は６名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は２名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、2020年６月26日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名が含まれているためであります。

⑤当該業績連動報酬等の算定に用いる業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

| | 2019年度実績（百万円） | 2020年度実績（百万円） | 前期比（％） | | 中期経営計画の当該事業年度の業績目標値比(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | 26,475 | 25,927 | 97.9% | 営業収益 | 93.6% |
| 経常利益 | 1,793 | 1,921 | 107.1% | 営業利益 | 95.2% |

⑸　社外役員に関する事項

①　取締役　綱島　勉

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催されたコーポレートガバナンス委員会５回全てに出席し、委員長として、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

②　取締役　西山　忠彦

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社京都総合経済研究所の代表取締役社長を兼務しておりますが、前記の重要な兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家および監査・監督の経験・知見を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催されたコーポレートガバナンス委員会５回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③　監査役　藤本　眞人

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催されたコーポレートガバナンス委員会５回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

④　監査役　吉松　裕子

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催されたコーポレートガバナンス委員会５回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

## 4．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

⑵　責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑶　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|---|---|
| ① | 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 30百万円 |
| ② | 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 30百万円 |
| ③ | 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 30百万円 |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

⑷　会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑸　会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範、コンプライアンス規程を取締役は遵守し、使用人に徹底させる。

(b) コンプライアンスの徹底、リスク管理の強化及び内部統制システムの機能向上を図るため、内部統制委員会を設置する。

(c) 公益通報取扱規程に基づき、公益通報者の保護を図るとともに、使用人の規範意識を高め、適法かつ公正な事業運営を図る。

(d) 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要に応じて是正を行う。

(e) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断し、またその活動を助長するような行為を行わない。

② 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務の執行及び意思決定にかかる情報については、文書管理規程に基づき、書面または電磁的記録をもって作成するとともに、保存、破棄等の管理を行う。

③ 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理の基本方針に基づき、リスク管理の強化に努める。

④ 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

(a) 取締役会は、原則月１回開催するほか必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定を行う。また常務会は、原則週１回開催し、取締役会への付議事項及び常務会規則に基づく事項等の審議を行う。

(b) 取締役の職務分担を明確化するとともに、担当部署毎に業績目標を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。

⑤ 「当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

(a) 当社はグループ経営中長期ビジョンを策定し、それに基づく中期経営計画を策定・推進するとともに、リスク管理・コンプライアンスを含む内部統制体制の構築に努め、また、当社役職員が子会社役職員を兼務する体制を構築し、子会社経営会議等を通じモニタリングを行う。

(b) 子会社管理の責任担当者を定め、子会社経営管理規程等に基づき、当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け、事業の統括的な管理を行う。

(c) 子会社の経理及び人事業務に関与し、日常的に不正・誤謬の発生防止に努める。

(d) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて内部統制委員会が審査する。

⑥ 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

必要に応じて補助すべき使用人を置くこととし、補助者として監査業務の補助を行うよう指揮命令できるものとする。

⑦ 「前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分には、監査役会の同意を得るものとする。

⑧ 「取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をする体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

(a) 当社及びその子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が取締役と協議のうえ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社監査役に報告する。

(b) 当社子会社の取締役、監査役、使用人から上記(a)に定める事項の報告を受けた者は、直ちに当社監査役に報告する。

(c) 当社及びその子会社は、上記(a)又は(b)に定める報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 「監査役の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩ 「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(a) 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

(b) 監査役と、代表取締役並びに会計監査人との意見交換会を開催し、また、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス基本方針をグループ全体の基本方針として定めており、それに基づく規程としてコンプライアンス規則を制定しております。

また、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、企業行動規範を定めるとともに、役職員はコンプライアンスカード（企業行動規範）を常時携行しております。加え

て、各研修、会議において、内部監査室によるコンプライアンス研修を実施しております。
　また、公益通報の窓口を内部監査室と常勤監査役とし、公益通報制度の実効性を高めております。
　加えて、コンプライアンス等の内部統制推進強化を図るため内部統制委員会を四半期に１回開催し、適正性確保に努めております。

② 損失の危険の管理に関する体制
　リスク事象報告制度を導入しており、本社、各営業所でリスク事象が発生した場合には、内部監査室への報告を義務付けています。内部監査室ではその分析・重要性の評価を行い、内部統制違反等に対しては、適切に対応する体制を確立しております。また、CSA（Control Self Assessment:統制自己評価）作成要領を定めて、リスクの識別、評価を半期毎に行っております。

③ 効率的な職務執行を確保するための体制
　定例取締役会を原則として毎月１回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、常務会を原則として毎週１回開催することにより、迅速・果断な意思決定を行っております。
　加えて、当社はコーポレートガバナンス・ガイドラインを定め、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、原則として四半期毎に開催し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。
　また、中長期的な企業価値に資するため、2019年度から３年間を対象とする第６次中期経営計画「CHANGE! to 2021」を策定しております。

④ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
　子会社経営管理規程に基づき子会社経営の管理を行っております。当社役職員が子会社役職員を兼務しており、また、役職員は、当社グループにおいて、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、コンプライアンス基本方針および公益通報制度により、適切に通報する等の体制を構築しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画に従って監査を実施し、取締役会および常務会等の重要な会議に出席しております。また、会計監査人および内部監査室の事業所監査に立会いを行っております。
　加えて、代表取締役、会計監査人、社外取締役および内部監査室と意見交換等の場を定期的に開催し、また、取締役の職務執行の状況を聴取、重要な決裁書類等を閲覧、当社事業の業務および財務の状況を調査し、取締役の職務執行等を監視しております。

⑶ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（本基本方針）の概要

Ⅰ．基本方針の内容の概要

当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社の株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等の不適切な買付等があることを、否定することができません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を顧みずに当該特定の者自身の利益のみを図る場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は、『誠実』『進歩』『挑戦』の企業理念に基づき、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」を制定するとともに、以下のとおりグループ経営中長期ビジョンを策定しております。

■お客様の満足を得るソリューションを提案できる企業
■多様な物流サービスが提供できる総合物流会社
■収益力、健全な財務バランスと高度な品質に支えられた信頼感のある企業
■ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）に取組む企業
■未来志向で創造力ある人材が育つ風土を持つ企業

この中長期ビジョンの実現に向け、第６次中期経営計画「CHANGE! to 2021」を以下のとおり策定しております。第６次中期経営計画「CHANGE! to 2021」では、スピード・生産性重視の視点を持ちながら新しいことに「挑戦」する「意識のCHANGE」、高い専門性

でお客様の要求に応える「知識のCHANGE」と、独自性を発揮しつつグループ力を結集して課題解決を目指す「組織のCHANGE」に取組むことで、ステークホルダーの皆様に「信頼」される企業として、企業価値向上に努めてまいります。

（戦略基本方針）

◆変化するお客様の要求に高い水準で応えられる企業
◆将来を展望し、新分野に挑戦する企業
◆優れた業務品質と高い効率性を提供できる企業
◆ステークホルダーから信頼される企業
◆強固な財務基盤に支えられた信用力のある企業

（具体的取組み）

●変化するマーケットへの対応
●新分野への挑戦
●高い生産性に向けた改革
●業務品質向上への取組み
●人材の確保と育成への取組み
●コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化
●財務戦略の高度化
●働き易い職場環境づくり

② コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みとしてのコーポレートガバナンスの強化に取組み、継続的な企業の成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定しております（http://www.chuosoko.co.jp/company/governance.php）。その取組みとして、株主総会招集通知の発送を開催日の３週間前に発送することやインターネット上において株主総会招集通知の発送前開示を実施する等株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う等株主の権利・平等性の確保に努めております。また、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念を定め、それらに相応しい企業作りに取組むとともに持続可能性を巡る課題に対応するため、環境に配慮したグリーン経営（交通エコロジー・モビリティ財団認証取得）を行う等株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めております。加えて、中期経営計画等の情報開示等法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取組み、適切な情報開示と透明性の確保に努めております。更に、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を果たすため、取締役会の構成として３分の１以上の独立社外取締役を選任する等取締役会等の責務を適切に果たすべく機能強化に取組んでおり、コーポレートガバナンスを実効的に適切に実践するための取組みとして、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され、社外取締役が委員長を務めるコーポレートガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。また、2020年４月１日より、経営の意思決定および監督機能と業務執行を明確に分離し、経営の機能性向上とガバナンス強化を図るため、執行役員制度を採用してお

ります。加えて株主懇談会やアナリスト向けミーティングの開催等株主との建設的な対話にも努めております。

Ⅲ．本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の概要

当社は2018年６月28日開催の第138回定時株主総会において、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を決議しました。本プランの概要は以下のとおりです。

ア．本プランの対象となる買付等

当社取締役会の同意を得ないで行われる買付等のうち、①当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）について、保有者およびその共同保有者等の株券等保有割合が20%以上となる買付等、ならびに②当社株券等について、公開買付を行う者の株券等の株券等所有割合およびその特別関係者等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を対象とします（以下、本プランの対象となる上記行為を「買付等」といいます。）。

イ．本プランの手続概要

買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、①当社取締役会および独立委員会に対し、当該買付等に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会または独立委員会が定める合理的期間内に提供し、②原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする当社株券等全部の公開買付の場合）または90日間（その他の買付等の場合）の当社独立委員会による検討、対抗措置の発動、不発動、株主総会招集等の勧告のための期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）が経過し、かつ③当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまでは、買付等を開始し、または進めることが許されないものとします。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を防止するため独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を確認するため、必要に応じて株主総会の招集を行うこととします。独立委員会は当社経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、および学識経験者等）の中から当社の取締役会が選任した３名以上の委員で構成されます。

ウ．独立委員会の勧告

独立委員会は、当該買付者等が本プランに定める手続を遵守していないと認めた場合、下記①ないし⑤に相当する買付等（以下「不適切な買付等」といいます。）であると認めた場合、または下記⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「対抗措置を発動することを勧告する」旨（以下「発動勧告」といいます。）、またそのおそれがないと認めた場合には、「対抗措置を発動しないことを勧告する」旨の勧告（以下「不発動勧告」といいます。）を行うこととします。また、独立委員会は、発動勧告または不発動勧告のいずれも行わず、株主総会の招

集等が相当と認める旨の勧告を行うことができます。さらに、独立委員会は、当社取締役会が対抗措置の発動または不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となる事実関係に変動が生じた場合等においては、改めて不発動勧告または発動勧告を行うことができます。当社取締役会は、上記勧告を最大限尊重するものとします。

① 株価を高騰させて高値で当社およびその関係者に引取らせることを目的とする行為
② 当社が事業を行うために必要な資産（有形資産のほか、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報および主要取引先ならびに顧客等の無形資産を含みます。）を当該買付者等またはその関係者に取得させることを目的とする行為
③ 当社の資産（その定義は上記②に定めるところによります。）を当該買付者等またはその関係者等の債務の担保として供することまたはその弁済原資として用いることを目的とする行為
④ 当面当社の積極的な事業の用に供されていない不動産および有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当を行わせることまたは一時的な高配当によって株価を急上昇させて当社株式の高値売り抜けを目的とする行為
⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で当社株券等全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、または二段階目の買付条件を明確にしないで公開買付等による株券等の大量買付等を行うことをいいます。）その他当社株券等の保有者にその売却を事実上強要するおそれのある行為
⑥ 買付等の条件（買付対価の種類・金額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（以下「当社利害関係者」といいます。）の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、不十分または不適当な買付等である場合
⑦ 買付者等による買付等の後の経営方針、事業計画、投下資本の回収方針等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を毀損する、または当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

エ．取締役会による決議

① 手続を遵守しない買付者等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付者等は本プランの定める手続を遵守していないと認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

② 不適切な買付等に対する対抗措置の発動の決議

当社取締役会は、独立委員会が当該買付等は上記ウ．①ないし⑤に相当する不適切な買付等に該当すると認めて発動勧告をしたときは、独立委員会の発動勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動を決議することができます。

③ 企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等に対する対抗措置の発

動の決議

当社取締役会は、独立委員会が上記ウ．⑥ないし⑦に相当する等、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて発動勧告をしたときは、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告したときは、独立委員会の勧告を最大限尊重して、株主総会を招集し、当該株主総会における対抗措置を発動する旨の決議を経て、当該買付等に対し対抗措置の発動を決議することができるものとします。

④　対抗措置の不発動の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、買付者等に対し対抗措置を発動しないことを決議することができます。当社取締役会は、独立委員会が不発動勧告をしたときは、当該勧告を最大限尊重します。なお、当社取締役会は、対抗措置の不発動を決定した後であっても、当該決定の前提となった事実関係に変動が生じ、買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断される場合等には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動することを決定することがあります。

⑤　取締役会による決議を行うまでの期間

当社取締役会は、独立委員会が発動勧告をしたとき、不発動勧告をしたときまたは株主総会の招集等が相当と認める勧告をしたときのいずれの場合においても、独立委員会からの勧告を書面で受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、対抗措置を発動する旨、対抗措置を発動しない旨、または株主総会を招集する旨を決議しなければならないものとします。

オ．株主総会

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動を勧告したときは、当該対抗措置の発動に株主総会決議が不要な場合であっても、当該買付等に対し対抗措置を発動するか否かについて、当社株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を招集することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合等においても、株主総会を招集することができるものとします。

カ．対抗措置の手段

当社は独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上を図るため、買付等に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当等必要な措置の中からその時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択し、当社取締役会または株主総会で決議するものとします。

キ．対抗措置発動後の中止、停止または変更

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置を発動することを決定した後であっても、①買付者等が当該買付等を中止した場合や、②対抗措置を発動する旨の決定の前提となった事実関係に変動が生じ、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれ

がないと判断される場合には、改めて独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動の中止、停止または変更を決定することがあります。対抗措置として、新株予約権無償割当をする場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、上記事情が生じ、当社取締役会が対抗措置の発動の中止または停止を決定した場合には、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当を中止または停止し、新株予約権の無償割当後、行使期間の開始日の前日までの間は当社が無償で新株予約権を取得すること等ができるものとします。

ク．本プランの発効、有効期間、廃止および変更

本プランは、上記第138回定時株主総会において決議されたことをもって発効しており、その有効期間は、上記第138回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとなっております。ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設もしくは改廃が行われ、または重要な司法判断が示され、当該新設、改廃または判断を反映するのが適切である場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、株主総会決議の趣旨の範囲内で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正・変更する場合があります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.chuosoko.co.jp/）に掲載する2018年５月10日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

Ⅳ．特別な取組みおよび本プランが本基本方針に沿うものであること

当社取締役会は、上記特別な取組みである企業価値向上への取組み、コーポレートガバナンスへの取組みを推進することは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させ、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。また、本プランにつきましても、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令および当社定款等の許容する限度において相当な対抗措置を実施することがあり得ることを具体的に明記しており、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

Ⅴ．特別な取組みおよび本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。また、本プランも①買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること③株主意思を重視するものであることから、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

Ⅵ．特別な取組みおよび本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は、上記特別な取組みは当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。また、本プランは①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示を適時適正に行うこと②合理的客観的な発動要件を設定していること③第三者専門家の意見を取得すること④デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないことから、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

⑷　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策の基本方針として、事業の性格を踏まえ財務体質の強化と内部留保の充実を考慮しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針とします。この方針のもと、配当につきましては純資産配当率（DOE：Dividend on Equity）１％程度（単体ベース）を下限の目処とし、加えて当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性等を総合的に勘案するとともに、特殊な要因がある場合を除き、安定的な配当を実施することとします。また、株主優待制度を引き続き行うこととし、株主共同利益の確保のため買収防衛策を継続いたします。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **13,063,709** | **流動負債** | **6,695,132** |
| 現金及び預金 | 8,107,374 | 支払手形及び営業未払金 | 1,638,001 |
| 受取手形及び営業未収入金 | 4,754,382 | 短期借入金 | 3,110,000 |
| 貯蔵品 | 9,138 | 一年内返済予定の長期借入金 | 477,886 |
| その他 | 192,985 | リース債務 | 11,647 |
| 貸倒引当金 | △171 | 未払法人税等 | 435,440 |
| **固定資産** | **37,842,664** | 賞与引当金 | 287,658 |
| **有形固定資産** | **27,365,620** | 役員賞与引当金 | 42,000 |
| 建物及び構築物 | 13,239,320 | その他 | 692,499 |
| 機械装置及び運搬具 | 517,307 | **固定負債** | **3,593,398** |
| 土地 | 11,962,569 | 長期借入金 | 1,880,000 |
| リース資産 | 38,749 | リース債務 | 30,908 |
| 建設仮勘定 | 1,503,837 | 繰延税金負債 | 1,327,144 |
| その他 | 103,835 | 退職給付に係る負債 | 127,641 |
| **無形固定資産** | **89,835** | その他 | 227,703 |
| **投資その他の資産** | **10,387,207** | **負債合計** | **10,288,531** |
| 投資有価証券 | 9,924,554 | **(純資産の部)** | |
| 繰延税金資産 | 38,997 | **株主資本** | **36,515,783** |
| 退職給付に係る資産 | 114,997 | **資本金** | **2,734,294** |
| その他 | 310,077 | **資本剰余金** | **2,263,807** |
| 貸倒引当金 | △1,419 | **利益剰余金** | **31,616,317** |
| | | **自己株式** | **△98,635** |
| | | **その他の包括利益累計額** | **3,873,023** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **3,724,654** |
| | | **為替換算調整勘定** | **△824** |
| | | **退職給付に係る調整累計額** | **149,193** |
| | | **非支配株主持分** | **229,035** |
| **資産合計** | **50,906,373** | **純資産合計** | **40,617,842** |
| | | **負債純資産合計** | **50,906,373** |

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（自　2020年４月１日
　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **営業収益** | | **25,927,637** |
| **営業原価** | | **23,454,871** |
| **営業総利益** | | **2,472,766** |
| **販売費及び一般管理費** | | **740,250** |
| **営業利益** | | **1,732,516** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 193,089 | |
| 持分法による投資利益 | 3,451 | |
| その他 | 36,529 | **233,070** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 40,375 | |
| その他 | 4,161 | **44,536** |
| **経常利益** | | **1,921,049** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 3,212 | |
| 投資有価証券売却益 | 41,273 | **44,485** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除売却損 | 10,425 | |
| 減損損失 | 24,010 | **34,436** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,931,099** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 666,787 | |
| 法人税等調整額 | △60,748 | **606,039** |
| **当期純利益** | | **1,325,059** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | **17,762** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **1,307,297** |

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **11,703,003** | **流動負債** | **6,548,958** |
| 現金及び預金 | 6,763,507 | 営業未払金 | 1,921,491 |
| 受取手形 | 620,606 | 短期借入金 | 3,070,000 |
| 営業未収入金 | 4,133,808 | 一年内返済予定の長期借入金 | 464,000 |
| 貯蔵品 | 9,138 | リース債務 | 10,957 |
| 前払費用 | 44,028 | 未払金 | 88,716 |
| その他 | 132,084 | 未払費用 | 92,009 |
| 貸倒引当金 | △170 | 未払法人税等 | 380,658 |
| **固定資産** | **37,176,969** | 賞与引当金 | 179,000 |
| **有形固定資産** | **26,885,171** | 役員賞与引当金 | 42,000 |
| 建物 | 12,800,369 | その他 | 300,124 |
| 構築物 | 386,648 | **固定負債** | **3,561,890** |
| 機械装置 | 107,678 | 長期借入金 | 1,880,000 |
| 車両運搬具 | 136,640 | リース債務 | 28,494 |
| 工具、器具及び備品 | 103,781 | 繰延税金負債 | 1,264,428 |
| 土地 | 11,810,287 | 退職給付引当金 | 161,263 |
| リース資産 | 35,928 | その他 | 227,703 |
| 建設仮勘定 | 1,503,837 | **負債合計** | **10,110,849** |
| **無形固定資産** | **88,562** | **(純資産の部)** | |
| ソフトウェア | 29,633 | **株主資本** | **35,060,136** |
| ソフトウェア仮勘定 | 36,647 | **資本金** | **2,734,294** |
| 電話加入権 | 22,281 | **資本剰余金** | **2,263,807** |
| **投資その他の資産** | **10,203,234** | 資本準備金 | 2,263,807 |
| 投資有価証券 | 9,699,021 | **利益剰余金** | **30,160,670** |
| 関係会社株式 | 265,518 | 利益準備金 | 442,207 |
| 関係会社出資金 | 28,251 | その他利益剰余金 | 29,718,463 |
| 差入保証金 | 151,030 | 圧縮記帳積立金 | 1,410,086 |
| その他 | 60,832 | 配当積立金 | 1,031,000 |
| 貸倒引当金 | △1,419 | 別途積立金 | 21,410,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 5,867,376 |
| | | **自己株式** | **△98,635** |
| | | **評価・換算差額等** | **3,708,986** |
| | | **その他有価証券評価差額金** | **3,708,986** |
| | | **純資産合計** | **38,769,123** |
| **資産合計** | **48,879,972** | **負債純資産合計** | **48,879,972** |

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（自　2020年４月１日
　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **営業収益** | | |
| 保管料 | 4,132,155 | |
| 荷役料 | 1,951,178 | |
| 運送料 | 12,427,643 | |
| 梱包料 | 1,403,137 | |
| 通関料 | 5,598,681 | |
| 賃貸料 | 443,684 | **25,956,480** |
| **営業原価** | | **23,746,664** |
| **営業総利益** | | **2,209,815** |
| **販売費及び一般管理費** | | **702,626** |
| **営業利益** | | **1,507,189** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 197,696 | |
| その他 | 46,201 | **243,897** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 39,768 | |
| その他 | 1,204 | **40,973** |
| **経常利益** | | **1,710,112** |
| **特別利益** | | |
| 投資有価証券売却益 | 41,273 | **41,273** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除売却損 | 10,417 | |
| 減損損失 | 24,010 | **34,427** |
| **税引前当期純利益** | | **1,716,958** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 587,252 | |
| 法人税等調整額 | △60,297 | **526,955** |
| **当期純利益** | | **1,190,002** |

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社　中央倉庫
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社　中央倉庫
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　淵　貴　史　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　木戸脇　美　紀　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2020年４月１日から2021年３月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判

断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

株式会社　中央倉庫　監査役会

監査役（常勤）　岡　　一之　㊞

監　査　役　藤本眞人　㊞

監　査　役　吉本喜博　㊞

監　査　役　吉松裕子　㊞

（注）　監査役藤本眞人及び監査役吉松裕子は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺粟田町93
京都リサーチパーク　西地区４号館２階　ルーム１

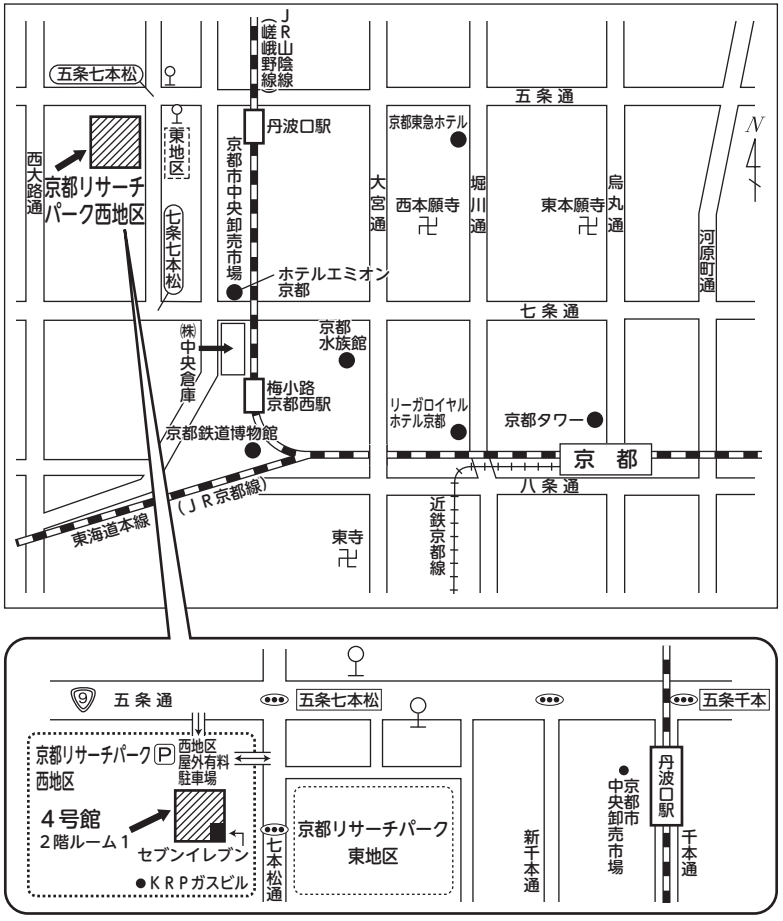


●ＪＲ京都駅より　(1)　ＪＲ山陰線（嵯峨野線）丹波口駅下車　西へ徒歩５分
(2)　タクシーで約10分
(3)　市バス乗り場Ｃ５
73系統（洛西バスターミナル行）、75系統（映画村、山越行）
約15分、京都リサーチパーク前下車、西へ徒歩５分

●ＪＲ丹波口駅より　西へ徒歩５分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。